浜田市国民健康保険弥栄診療所電子カルテ導入業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1　業務名

　　浜田市国民健康保険弥栄診療所電子カルテ導入業務

2　業務の目的

この業務は、浜田市国民健康保険弥栄診療所において、電子カルテを新たに導入することで、診療業務の効率化を図り、職員の負担を軽減するとともに、紙媒体の削減、ヒューマンエラーを防ぐことを目的とする。

3　業務概要

(1)　主な業務内容

　　　　別紙「浜田市国民健康保険弥栄診療所電子カルテ導入業委託仕様書」の

とおり

　(2)　委託期間

　　　　契約日から5年を迎える日の前日まで

　(3)　業務委託予定価格　14,290,000円（5年間総額の上限額）

　　　　支払いは月額払いとする

4　参加資格

　本提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

　(1)　 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者

　(2)　 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第5条第2項の有資

格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の分類「役務の提供」の大分類

「情報処理」に登録されている者

※参加の意向があって、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「記13　担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和6年7月22日（月）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

　(3)　浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第13条第3項におい

て準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年

浜田市告示第9号）に基づく指名停止の期間にない者。

5　公募書類の配布

　公募に係る各種書類の配布は、次のとおり実施する。

　(1)　配布期間

　　　　令和6年7月8日（月）から令和6年8月23日（金）まで

　(2)　入手方法

　浜田市ホームページに掲載するので、ダウンロードすることで入手すること。

6　プロポーザル参加の手続き

参加を希望する者は、4の参加資格を満たしていることを確認の上、次により申込をすること。

(1)　提出書類

ア　参加表明書（様式第1号）

イ　事業者の概要（別紙1）

(2)　提出期限

令和6年7月31日（水）　17時必着

(3)　提出場所

　 〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

　 　浜田市健康福祉部健康医療対策課　地域医療対策係へ持参又は郵送

(4)　資格要件の確認

　　　 申込みをした者には資格要件を確認の上、資格の有無について結果を文書で通知する。また、提案資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼する。

　　　 なお、第2号に掲げる提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案資格を有しない旨の通知を受けた者は、提案書を提出できないものとする。

7　質問及び回答方法

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（別紙2）により提出すること。

(1)　提出期限

令和6年8月16日（金）　17時必着

(2)　提出方法

質問書（別紙2）より電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。

(3)　回答方法

質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表）ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

(4)　提出先

　　 浜田市健康福祉部　健康医療対策課　地域医療対策係

　　 電話番号　0855-25-9320

　　 メールアドレス　[kenko@city.hamada.lg.jp](mailto:kenko@city.hamada.lg.jp)

8　提案書の提出

プロポーザル方式提案資格が有ると認められた者は、提案書を「浜田市国民健康保険弥栄診療所電子カルテ導入業務委託に係る提案書作成要領」（別紙3）に基づき作成し、次により提出すること。

(1)　提出期限

　 令和6年8月23日（金）　17時必着

(2)　提出場所

　 〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

　　 浜田市健康福祉部健康医療対策課　地域医療対策係へ持参又は郵送

　　※持参のときは、土日及び祝日を除く8時30分から17時15分までの間とする

(3)　提出書類

　　　 ア　提案書　　正本1部　副本10部

イ　見積書　　1部

9　プレゼンテーションの実施

(1)　日時

　　 　令和6年8月30日（金）　（詳細は提案者に別途通知する。）

(2)　場所　浜田市役所　4階　講堂A・B

　　　　　　　　　　　　　　　 （詳細は提案者に別途通知する。）

(3)　実施方法

ア　各提案者につきプレゼンテーション出席者は5人以内とし、実施

　時間はプレゼンテーション45分以内、質疑応答15分程度とする。

　　　　イ　説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等の

　　　　　当日配布は認めない。

　　　　ウ　パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、各自持参すること。

　　　エ　準備及び撤収は、審査開始前後10分間の休憩時間に行うこと。

10　選定方法・評価基準

業者の選定については、提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、浜田市が設置する「浜田市国民健康保険弥栄診療所電子カルテ導入業務委託事業者選定審査会」において、あらかじめ定められた評価基準表（別紙4及び別紙5）により総合的に審査し、委託候補者を選定する。

11　契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の双方が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

　　委託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。契約締結後、本提案における参加資格の欠格、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

12　留意事項

(1)　応募に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2)　提出された書類は返却しない。

(3)　提出された書類は、提案資格の確認又は受託者の選定以外に提案者に無

断で使用しない。

(4)　提出期限後における参加表明書又は提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(5)　参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、当該事業者に対し指名停止措置を行うことがある。

(6)　本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

13　担当課の名称及び連絡先

　〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

　浜田市健康福祉部　健康医療対策課　地域医療対策係

　電話番号　0855-25-9320

　E-Mail　[kenko@city.hamada.lg.jp](mailto:kenko@city.hamada.lg.jp)

14　業者選定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間等 |
| 公募開始 | 令和6年7月8日（月） |
| 公募書類の配布期間 | 令和6年7月8日（月）～  令和6年8月23日（金） |
| 参加申込書類の提出期限 | 令和6年7月31日（水）17時必着 |
| 質問書受付締切 | 令和6年8月16日（金）17時必着 |
| 提案書等の提出期限 | 令和6年8月23日（金）17時必着 |
| プレゼンテーション予定日 | 令和6年8月30日（金） |
| 選定結果通知 | 令和6年9月2日（月）以降 |

※日程が変更になる場合は、担当課から事業者に連絡する。